

擬制信託の制限に関連する小報告～訴訟係属登録 その1 (2008年度科研費 (課題番号20730072))

植 本 幸 子

序 擬制信託 (constructive trust) とは何か

- 1 訴訟係属登録と擬制信託
- 2 裁判例
 - (1) 登録肯定の立場 (以上本号)
 - (2) 登録否定の立場

序 擬制信託 (constructive trust) とは何か

アメリカ法において擬制信託とは、「財産に対する権原を保有する者が、それを引き続き保有することになれば不当に利得することになるであろうという理由で、他にそれを移転すべきエクイティ上の義務を負う場合に⁽¹⁾」認められる救済である。詐欺、錯誤、不当威圧の場合に認められ、連合王国法とは違って、信認関係の存在しない場合にも認められる⁽²⁾。

広義では、擬制信託は、「不当な利得が存在する場合に、当事者の意思とは無関係に法の働きにより、利得者を受託者とし、その利益を受くべき者を受益者として信託を擬制する⁽³⁾」制度である。狭義では、追及可能な財産について、

(1) Restatement of Restitution, § 160 : 「財産に対する権原を保有する者が、それを引き続き保有することになれば不当に利得することになるであろうという理由で、他にそれを移転すべきエクイティ上の義務を負う場合に、擬制信託が成立する」(木下毅『アメリカ私法』215頁 (1988 有斐閣))。; 狭義では、擬制信託とは、追及可能な財産について、原告の損失が資する割合に応じた返還を認める救済である。例えば、原告の1000ドルのみを用いて、ある財産を購入したが、後にその財産の価値が2000ドルに上昇した場合には、原告の1000ドルが新たな物の獲得に100パーセント寄与しているので、新たに獲得されたものについて2000ドル全額の取り戻しが原告に認められる。また、例えば、原告の1000ドルと侵害者自身の2000ドルを用いて獲得した財産が6000ドルであった場合には、原告の損失が、財産獲得について3分の1の割合で寄与しているので、財産の価額6000ドルのうち3分の1である2000ドルについてのその財産からの取り戻しが原告に認められる。; 同旨、小林規威・ジュリスト295-2臨時増刊号『英米判例百選』217頁 (1964 有斐閣)。

(2) 既出注 (1) 木下213頁。

(3) 既出注 (1) 木下213頁。

原告の損失が資する割合に応じた返還を認める救済である。狭義の擬制信託が原告の損失以上の額の取り戻しを認めるのに対し、エクイティ上のリーエンは、追及可能な財産について、原告の損失を限度とした優先的取り戻しを認めるものである⁽⁴⁾。しかし、擬制信託の用語を用いても原告の損失を限度とした返還しか請求していない場合も多い⁽⁵⁾。講学上はエクイティ上のリーエンは、広義の擬制信託の効果の1つであるとも解されうるが、実際には、どちらの用語を使うかで制定法の縛りが違って来る場合があり、明確に取り戻しの範囲に応じて使い分けられているわけではない。

擬制信託はその効果において、①一般債権者に優先した取り戻し、②第三者への追及効が原則（；ただし善意有償取得者が例外となる）、③損失にとどまらない取戻しと④代位物の取り戻しが認められる、といった特徴を有する⁽⁶⁾。本研究は、このうち①や②の局面における優先的な取戻しの機能に着目し擬制信託の実際を明らかにする研究の一環である。実際に優先的な取戻しが意義を有する連邦倒産事例に関しては、既に拙著「アメリカ原状回復法における優先的取り戻し（1）（2・完）」（北大法学論集56巻1号・2号）においてその概観を示したところである。そこにおいては第6巡回区控訴裁判所における判例が、本来の原則や通説とは違った解決を行っていた。すなわち、ケンタッキー州、オハイオ州、ミシガン州の事件において、第6巡回区控訴裁判所が、擬制信託を認めるに際し倒産手続きに先立つ判決を要求する立場をとったのである。こ

(4) エクイティ上の制度は、擬制信託、エクイティ上のリーエン (equitable lien)、代位 (subrogation)、エクイティ上のアカウンティング (equitable accounting) の形態を取る救済であり、なかでも擬制信託を中心として発展してきた。擬制信託は狭義では、追及可能な財産について、原告の損失が資する割合に応じた返還を認める救済である。エクイティ上のリーエンは、追及可能な財産について、原告の損失を限度とした返還を認めるものである。エクイティ上のリーエンは、広義の擬制信託の効果の1つであるとも解され、「擬制信託」の語が用いられていても、それによって、エクイティ上のリーエンが課されている場合がある。これらに対し、代位は、保証人の求償権のための制度として使用されるものである。そして、エクイティ上のアカウンティングは、エクイティ上、一般債権者への優越性を持たない、通常のコインシデント判決を与える救済である。(既出注(1) 小林217頁、同注木下213頁、拙著「アメリカ原状回復法における優先的取り戻し(1)」北大法学論集56巻1号277、284頁と脚注文献参照。)

(5) 拙著「アメリカ原状回復法における優先的取り戻し(2・完)」北大法学論集56巻2号875、896-898頁(2005)。

(6) Zweigert, Einführung in die Rechtsvergleichung (3. neubearbeitete Aufl. 1996), s. 561. 既出注(1) 木下214、215-216頁。

れは、手続きを通じた実際の運用が伝統的な原理とは違った解決をもたらした興味深いものである。

同じように、擬制信託の効果をそぐような形で手続き上の制限として、ここではカリフォルニア州（連邦控訴裁判所のエリアとしては第4巡回区⁽⁷⁾）における、不動産に関する訴訟係属の公示登録を中心として検討する⁽⁸⁾。

1 訴訟係属登録と擬制信託

訴訟係属登録財産（notice of lis pendens）とは、ある財産の権限について訴訟が継続中であり、不利な判決に拘束されることがあり得ることをすべての人に警告する目的で公的記録に載せられる公示である。訴訟係属登録後に出現した第三者には擬制悪意が認められることになる。本来は、不動産に関する訴訟の申立があれば十分に、後続する購入者は悪意とみなされ、擬制悪意が成立するとされるが、制定法により、登録がある場合にのみに制限されるようになったとされる⁽⁹⁾。

つまり、訴訟係属登録が無い場合には、係争中に第三者に係争財産を譲渡でき、第三者はその譲渡を判決債権者に対して有効に対抗できることになる。擬制信託は善意有償取得者に対する追及効が認められないため（既述②）、訴訟係属登録財産が擬制信託を求める訴訟に関して認められない場合には、擬制信託が意味のないものになってしまう可能性が生じることとなる。

2 裁判例

擬制信託を求める裁判について、訴訟係属登録が認められるとするものと認められないとしたものの、それぞれについて以下検討する。

(7) 倒産事例に関する連邦法と州法の関係については、既出注（4）拙著292-294頁と脚注文献を参照。

(8) 以下、裁判例の足がかりはFlorrie Young Roberts, *The Property of a Lis Pendants in Constructive trust Cases*, 38 Seton Hall L.Rev. 213 (2008) による。

(9) Florrie Young Roberts, *The Property of a Lis Pendants in Constructive trust Cases*, 38 Seton Hall L.Rev. 213, 226 (2008).

(1) 登録肯定の立場

③ *Coppinger v. Superior Court* ⁽¹⁰⁾ では、Yが不実表示により得た財産により購入した住居上への訴訟係属登録が問題となった事案である。売主Y等（夫婦）は業者Aが建築した住宅用建物1層分の甲を所有していた。建てて3年経たない1980年6月の検査で居間と食堂の間の壁の亀裂にシロアリの侵入が発見されたので穴を開けて薬品を注入した。7月に原告Xとの間で15万2千ドルで売却する合意をし第三者預託が行われ9月にXへの引き渡しがなされた。Y等は売買代金で別の住居乙を購入した。1981年2月にXは居間、浴室、廊下の壁にシロアリを発見し調査するとさらに基礎部分に複数の亀裂が走りシロアリが群居していた。Xは、Aに対してネグリジェンス、黙示の担保責任、厳格責任とニューサンスを主張し、Yらに対して填補賠償と懲罰賠償を、択一的に売買の解除とYらが新しく購入した乙への擬制信託を主張した。Xによると、当該売買のブローカーBがYらの代理人として振る舞い、問題は直され住居全体にシロアリの保証が1年間及ぶという表示をしたがそれが虚偽であったことと、真実を知っていたなら購入しなかったことが理由である。原告が訴訟係属登録を登録したのに対して、Xが自己の請求が不動産についての占有の権原や権利に影響することを証明していないとして、被告等は登録の抹消請求を申し立てた ⁽¹¹⁾。裁判所は、「擬制信託は不動産を回復するための訴訟として判決されるので、すべての擬制信託は不動産についての占有の権限や権利に影響する訴訟であって訴訟係属登録は適切である」とした ⁽¹²⁾。その上で、原告の利益は単なる金銭的利益の確保であるとして、409.2条 ⁽¹³⁾ により、15万2千ドルの債務引き受けと引き替えに抹消請求を

(10) 34 Cal. App. 3d 885 (1982).

(11) 134 Cal. App. 3d 885, 886 (1982).

(12) 134 Cal. App. 3d 891 (1982).

(13) Cal Code Civ Proc § 409.2 (2008) [Section repealed 1992.]; 重複のため削除→現行 § 405.33. Undertaking: In proceedings under this chapter, the court shall order that the notice be expunged if the court finds that the real property claim has probable validity, but adequate relief can be secured to the claimant by the giving of an undertaking. The expungement order shall be conditioned upon the giving of the undertaking of such nature and in such amount as will indemnify the claimant for all damages proximately resulting from the expungement which the claimant may incur if the claimant prevails upon the real property claim. In its order conditionally expunging the notice, the court shall set a return date for

認めるという職務執行令状が認められた⁽¹⁴⁾。

⑤ Okuda v. Superior Court⁽¹⁵⁾ は、財産改良を理由とするエクイティ上のリーエンと訴訟係属登録が問題となり訴訟係属登録が認められた事案である。買主Xらと売主Y 1は1980年12月10日に家屋の売買契約を締結し、担保のための信託の方法により代金を30年間の月賦払いとした。1982年6月になって約束されたはずの有効な権原移転が行われていないことが発覚し、Xらは当該家屋を明け渡すこととなった。Xは契約違反、詐欺、解除と取戻し、ネグリジェンスにより訴え、さらに善意の改良者としての救済を求めた。Xらが善意で建てたり備え付けたものはいずれも取り除くことが不可能な改良で、テラス、垣根、カーテンロッド、造園などが含まれていた⁽¹⁶⁾。それらの改良の費用についての支払い命令と支払いを確保するためのエクイティ上のリーエンを求めて訴え、当該不動産上に訴訟係属登録を行った。Y等は訴訟係属登録の抹消請求を申し立て原審では抹消が認められたためXらは抹消命令の取消しと申し立て却下の新たな命令を求めた⁽¹⁷⁾。

Yらの主張によると、本件は損害賠償を求めるものであって、(訴訟係属登録が認められるような)不動産に関する権原や占有の権利には関係ないということである。しかし、原告らの権利や損害を判断するのにエクイティとコモン・ローを明確に区別することはできないし、請求が認められ当該不動産について執行できるのかということと売却金の帰属が問題となるので、エクイティ上のリーエンの有無や実行に関する訴訟は不動産についての権原や占有の権利に影響する訴えであると裁判所は判断した⁽¹⁸⁾。そして、①判決に依拠して不動産上の擬制信託を求める訴えには訴訟係属登録の資格がある

the moving party to show fulfillment of the condition, and if the moving party fails to show fulfillment of the condition on the return day, the court shall deny the motion to expunge without further notice or hearing. Recovery may be had on the undertaking pursuant to Section 996.440.

(14) 134 Cal. App. 3d 892 (1982).

(15) 144 Cal. App. 3d 135 (1983).

(16) 144 Cal. App. 3d 138 (1983).

(17) 144 Cal. App. 3d 135 (1983).

(18) 144 Cal. App. 3d 141 (1983).

とし、擬制信託とエクイティ上のリーエンに区別はないとした。結果として原告等には財産改良を理由とする訴訟係属登録が認められるとして、原審の抹消命令を取り消しYの申立の取り消しを命令した⁽¹⁹⁾。

擬制信託の訴因ではなく詐害譲渡の取り消しを理由として訴訟係属登録を認め、結果として擬制信託の実効性が確保される場合がある。© Hunting World v. Superior Court⁽²⁰⁾ は、知的財産権の侵害を理由として連邦裁判所への訴えが提起され、移転された不動産について詐害行為の取消し訴訟を州の裁判所に行い訴訟係属登録が認められた事案である。Y 1はXの商標を偽造して財布、鞆、ウエストポーチなどを売っていた。1992年4月にXはY 1に対して差し止め、偽造商品を廃棄するための引き渡し、金銭賠償と商標侵害から得た利益についての擬制信託を求めて連邦訴訟を提起した⁽²¹⁾。翌月にY 1は妻のY 2に住居の権利をすべて譲渡し、1993年1月にXは当該譲渡について詐害譲渡取消しの訴えを州の裁判所に提起し、訴訟係属登録を行った。Yらは抹消を申し立て裁判所はこれを認めた⁽²²⁾。控訴審は、カリフォルニアの裁判所は訴訟係属登録を、原告が損害賠償請求をしかつ擬制信託かエクイティ上のリーエンを求める訴えにおいて適切であるかどうかは分かれているとした上で、不動産の詐害的譲渡の取消しを求める訴訟には明白に訴訟係属登録が認められるとして訴訟係属登録の抹消命令を取り消した⁽²³⁾。

④ Kirkeby v. Superior Court 事件⁽²⁴⁾ は、カリフォルニア州最高裁で©判決を支持し、詐害譲渡取り消し権を行使する訴訟について訴訟係属登録を認めた判決である。ペットの認識票の製造卸をしているA会社について、XとY 1は製造に関する特許を共有しており、Aの社外株式についてXが39%、Y 1は妻Y 2と51%を有していた。Xは取締役辞任後Y 1が不適切な

(19) 144 Cal. App. 3d 142 (1983).

(20) 22 Cal. App. 4th 67 (1994).

(21) 22 Cal. App. 4th 69 (1994).

(22) 22 Cal. App. 4th 70 (1994).

(23) 22 Cal. App. 4th 75 (1994).

(24) 33 Cal. 4th 642 (2004).

特許の実施許諾により自己の給与と賞与を増やし私的な費用の支払いをし不適切な消費貸借を行い不正に会社から利益を得たと主張した。Xは2001年に、詐欺譲渡を含む27の理由で訴えを提起し、確認判決と差止請求に総額490万円の損害賠償請求を行った⁽²⁵⁾。詐欺譲渡の主張において、Y1は会社の事業のための建物に使用すると表示して5万ドルを盗用し住宅甲をY1とY2のために購入し、その後すぐに権利をリミテッドパートナーシップに移転した。その1年前にはY1は債権者の取り立てを免れるために自己の住居乙の権利をYらを受託者とする信託財産に移転した上で同パートナーシップに移転していた。Xは甲と乙の両方の移転について詐欺譲渡を主張して訴訟係属登録を得、Yらは登録の抹消を申し立てた。抹消が認められ控訴裁判所も、詐欺行為の訴訟は取り立てのために行われるもので不動産の権原が問題になる場合ではないとし申立を維持した⁽²⁶⁾。最高裁は破棄。詐欺譲渡が認められたなら特定の不動産上の権原に影響を与えるので訴訟係属登録が認められるとして、金銭債権の充足が目的かどうかは無関係であるとした⁽²⁷⁾。

(25) 33 Cal. 4th 646 (2004).

(26) 33 Cal. 4th 646-647 (2004).

(27) 33 Cal. 4th 651-652 (2004).